

国 土 動 指 第 2 0 号  
平成 2 8 年 7 月 1 5 日

一般社団法人マンション管理業協会 理事長 殿

国 土 交 通 省  
土地・建設産業局不動産業課長

マンション管理業の適正化について（要請）

昨年 10 月中旬から概ね 3 ヶ月間において、マンション管理業の適正な運営を確保することを目的とした全国一斉立入検査（平成 27 年度）を実施したところである（別添参照）。

今回の立入検査においては、昨年度に引き続き、管理業務主任者の設置、重要事項の説明等、契約の成立時の書面の交付、財産の分別管理及び管理事務の報告の 5 つの重要項目を中心に検査を行ったものであるが、その結果、未だ法令の各条項に対する認識が徹底されていない状況が見られるとともに、平成 21 年 5 月の省令改正による制度改正への理解が十分ではない状況が確認されたところである。

また、今回、是正指導を実施した 51 業者の中には、貴協会会員であるマンション管理業者も含まれていたものである。

本要請については、立入検査の結果を踏まえ例年貴協会にて行ってきたところであるが、依然として貴協会会員会社において適正化法違反が見られることは誠に遺憾である。

国土交通省としては、今回の立入検査の結果を踏まえ、今後も、引き続き、立入検査等による法令指導体制の強化を図るとともに、悪質な適正化法違反に対しては、適正化法に基づき、厳正かつ適正に対処して参る所存である。

貴協会においても、法令遵守のための会員指導として導入したモニタリング制度を活用し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく指定法人として、より一層、社員等に対する法令遵守の徹底を図るための研修活動等を推進し、マンション管理業全般の適正化に向けた会員指導等を図られたい。

なお、今回の要請を受けての会員指導等の実施状況については後日報告されたい。